

官民連携新技術研究開発事業補助金交付要綱

平成9年4月1日付9構改D第166号
最終改正 平成29年3月31日付28農振第2094号

新技術研究開発組合 代表者 殿

農林水産事務次官

- 第1 農林水産大臣は、官民連携新技術研究開発事業実施要綱（平成9年4月1日付9構改D第164号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、官民連携新技術研究開発事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、官民連携新技術研究開発事業の実施主体（以下「補助事業者」という。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
- 第2 第1に規定する事業に要する経費及びこれに対する補助率は、別表に掲げるところによる。
- 第3 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定による申請書の様式は、実施要綱第2の（1）に係る事業の申請にあつては別記様式第1号、実施要綱第2の（2）に係る事業の申請にあつては別記様式第2号、のとおりとし、正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。
- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかなる場合には、これを減額して申請しなければならない。
- ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。
- 第4 規則第2条の規定による申請書の提出の時期は、毎年度、農林水産大臣が別に定める日までとする。
- 第5 農林水産大臣は、第3第1項の規定による申請書の提出があつたときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときには速やかに交付決定を行い、補助事業者に補助金交付決定の通知を行うものとする。
- 第6 補助事業者は、適正化法第9条第1項、規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を農林水産大臣に提出しなければならない。

第7 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、次の場合には、この限りではない。

- (1) 緊急の必要その他の理由により一般の競争に付することが困難又は不相当である場合
- (2) 工事又は製造に係る契約で、予定価格が250万円以下の場合
- (3) 工事又は製造に係る契約以外で、予定価格が100万円以下の場合

2 補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下、「競争入札等」という。）に参加しようとするものに対し、別記様式第8号による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

第8 補助事業者は、各号の一に該当するときは、規則第3条第1号の規定に基づき、別記様式第3号による官民連携新技術研究開発事業実施計画変更承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第9に定める軽微な変更を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第9に定める軽微な変更を除く。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 農林水産大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

第9 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第10 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、規則第3条第2号の規定に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

第11 適正化法第12条の規定による報告は、補助金の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日時点において、別記様式第4号により官民連携新技術研究開発事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。ただし、農林水産省農村振興局長（以下「局長」という。）が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。

第12 補助事業者は、補助事業を完了したときは、規則第6条第1項の規定に基づき、その日から、1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第5号による実績報告書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 第3第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号により速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であ

っても、その状況等について、第13第1項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により農林水産大臣に報告しなければならない。

第13 農林水産大臣は、第12条第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときには、補助金の額を確定し、通知する。

- 2 農林水産大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第14 農林水産大臣は、第8の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく農林水産大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 農林水産大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 農林水産大臣は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13第3項の規定を準用する。

第15 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第16 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、規則第5条により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 4 第15第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

第17 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及

び支出を記載し、補助金の使途をあきらかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え別記様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2、第9関係）

経 費	補助率	重 要 な 変 更	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
<p>1 第1に規定する事業に係る実施要綱の第2の(1)に掲げる研究開発課題の実施に要する次に掲げる経費</p> <p>(1) 研究開発費 補助事業者が実施要綱に基づいて行う技術開発に要する次の経費</p> <p>① 研究員費 ② 施設・備品費 ③ 試験研究費</p> <p>(2) 実証試験費 ①実証試験工事費 通常の土地改良事業に要する経費より増加することとなる部分に限り、当該工事費の1/6を限度とする。 ②機能監視費</p>	1/2以内	<p>1 経費の欄に掲げる1の(1)及び(2)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の30パーセントを越える増減</p> <p>2 経費の欄に掲げる1の(1)の①から③及び1の(2)の①から②までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30パーセントを越える増減</p>	<p>1 研究開発項目の追加又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の構成の変更</p> <p>3 補助事業に要する経費の30パーセントを超える増減</p>
<p>2 第1に規定する事業に係る実施要綱の第2の(2)の実施に要する次に掲げる経費 利活用促進対策経費</p>	定 額		

別記様式第1号（第3関係）

平成 年度官民連携新技術研究開発事業補助金交付申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

新技術研究開発組合代表者

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名） 印

平成 年度において、下記のとおり官民連携新技術研究開発事業を実施したいので、官民連携新技術研究開発事業補助金交付要綱第3の規定により、補助金 円の交付を申請する。

記

1 研究開発概要

- (1) 研究開発課題名
- (2) 事業目的
- (3) 事業の効果
- (4) 事業実施主体を構成する民間企業の名称及び研究員の氏名（研究員の略歴を別添すること。）

2 事業の内容

- (1) 研究開発の内容
- (2) 基礎となる試験研究等の概要及び研究開発における技術的問題点と対応策
- (3) 試験研究機関と事業実施主体及び事業実施主体内の役割分担及び経費分担（試験研究機関が分担する研究に係る経費を除く。）
- (4) 研究開発の年度計画（具体的な内容の別に年度計画を示すこと。）
- (5) 実証試験計画（時期、場所、内容等を記載すること。）

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費	負 担 区 分		備考
		国庫補助金	自己資金	
1 研究開発費		円	円	
(1) 研究員費				
(2) 施設・備品費				
(3) 試験研究費				
2 実証試験費				
(1) 実証試験工事費				
(2) 機能監視費				
計				

(注) 1 研究員費とは、研究に従事するもの（役員を除く。）の研究時間に対する経費をいう。

2 施設・備品費とは、機械・装置若しくは工具・器具・備品の購入、外注加工、試作、改良、据付け、修繕又は保守に要する経費をいう。

3 試験研究費とは、他の項目に属さない経費のうち、旅費、原材料費、副資材費、依頼分析費、消耗品費、賃金等をいう。

4 実証試験工事費とは、官民連携新技術研究開発事業実施要領（平成9年4月1日付9構改D第165号構造改善局長通知。以下、「実施要領」という。）第3の(1)の②の実証試験に係る工事に要する経費をいう。

- 5 機能監視費とは、実施要領第3の(1)の③に該当する経費をいう。
- 6 計の備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
- 7 実績報告書の場合にあつては、「補助事業に要する経費」を「補助事業に要した経費」と置き換えること。

4 事業完了予定年月日

(注) 実績報告書の場合にあつては、「事業完了予定年月日」を「事業完了年月日」と置き換えること。

5 収支予算

(1) 予算総括表

ア 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
国庫補助金					
自己資金					
合 計					

イ 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
1 研究開発費					
(1) 研究員費					
(2) 施設・備品費					
(3) 試験研究費					
2 実証試験費					
(1) 実証試験工事費					
(2) 機能監視費					
合 計					

(注) 1 各費目の明細ごとに具体的に記載し、備考欄には経費積算の基礎等を記載すること。

2 実績報告書の場合にあつては、「収支予算」を「収支精算」と、「本年度予算額」を「本年度精算額」と、「前年度予算額」を「本年度予算額」と置き換えること。

(2) 事業予算明細書

区 分	種 別	規 模		単 価	金 額	補助金額	備 考
		仕 様	数 量				
1 研究開発費							
	計						
(1) 研究員費							
	計						
(2) 施設・備品費							
	計						
(3) 試験研究費							
	計						

2 実証試験費							
	計						
(1) 実証試験工事費							
	計						
(2) 機能監視費							
	計						
計	合計						

(注) 1 施設・備品費については、機械・装置若しくは工具・器具・備品の購入、外注加工、試作、改良、据付け、修繕又は保守の別を備考欄に記載すること。

2 機械・装置又は工具・器具・備品を製造する場合は、鋼材、鋳物、木型等の経費を試験研究費の区分に含めず、製造人件費等を含めて施設・備品費の区分に計上し、その内訳を備考の欄に記載すること。

3 施設・備品費は購入する（購入した）機器等ごとにその数量、形式、仕様等を規模欄に記載するか、又は別表として添付すること。

4 実証試験工事費については、測定機器・備品等の購入、据付け等の別を備考欄に記載すること。

5 実証試験工事費は購入する（購入した）測定機器等ごとにその数量、形式、仕様等を規模欄に記載するか、又は別表として添付すること。

6 機能監視費については、監視、備品の購入、機器の修繕又は保守の別を備考欄に記載すること。

7 実績報告書の場合にあつては、「事業予算明細書」を「事業精算明細書」と置き換えること。

6 添付書類

(1) 定款、寄付行為又は業務方法書等の規約

(2) 資産及び負債に関する事項を記載した書類

(3) 収支予算（収支決算）に関する事項を記載した書類

(注) 事業実施計画書提出時点から変更のあつた場合のみ添付すること。

別記様式第2号（第3関係）

平成 年度官民連携新技術研究開発事業補助金交付申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

新技術研究開発組合代表者

住 所

氏 名 （名称及び代表者の氏名） 印

平成〇〇年度において、下記のとおり官民連携新技術研究開発事業を実施したいので、官民連携新技術研究開発事業補助金交付要綱第3の規定により、補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業目的
- 2 事業の内容

計画（又は実績）

区 分	事業の内容	備 考

（注） 実績報告書の場合にあつては、「計画」を「実績」と置き換えること。

3 経費の配分

区 分	国庫補助金	積算基礎	備 考
	円		
利活用促進対策経費			
計			

（注）1 利活用促進対策経費とは、実施要領第3の(2)に該当する経費をいう。

2 計の備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

（注） 実績報告書の場合にあつては、「事業完了予定年月日」を「事業完了年月日」と置き換えること。

5 収支予算

(1) 予算総括表

ア 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
国庫補助金					
自己資金					
合 計					

イ 支出の部

科 目	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 1 各費目の明細ごとに具体的に記載し、備考欄には経費積算の基礎等を記載すること。

2 実績報告書の場合にあつては、「収支予算」を「収支精算」と、「本年度予算額」を「本年度精算額」と、「前年度予算額」を「本年度予算額」と置き換えること。

6 添付書類

- (1) 定款、寄付行為又は業務方法書等の規約
- (2) 資産及び負債に関する事項を記載した書類
- (3) 収支予算（収支決算）に関する事項を記載した書類

(注) 事業実施計画書提出時点から変更のあった場合のみ添付すること。

別記様式第3号（第8関係）

平成 年度官民連携新技術研究開発事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

新技術研究開発組合代表者

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名） 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付〇農振第〇〇号で補助金の交付決定の通知があった官民連携新技術研究開発事業について、下記のとおり変更したいので、官民連携新技術研究開発事業補助金交付要綱第8の規定により申請する。

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。
- 2 この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換えるものとし、補助金の交付決定により通知された事業の内容又は経費の配分は、変更に係る部分について、変更後の事業の内容又は経費の配分を容易に比較参照できるよう変更に係る部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- なお、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合に当たっては、「補助金交付変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

別記様式第4号 (第11関係)

平成 年度官民連携新技術研究開発事業遂行状況報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

新技術研究開発組合代表者

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名) 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付〇農振第〇〇号で補助金の交付決定の通知があった官民連携新技術研究開発事業について、官民連携新技術研究開発事業補助金交付要綱第11の規定により、下記のとおりその遂行状況を報告する。

記

区分	実施計画	出来高	進捗率	備 考
	事業費 (A)	事業費 (B)	(B) / (A)	
	円	円	%	

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号又は別記様式第2号のうち該当する様式の記の「3 経費の配分」に記載された事項について記載すること。

2 「事業費 (B)」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

3 添付書類については、各事業費の出来高の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿等の写し及び契約書、請求書、領収書等の写しを添付すること。

4 進捗率については、パーセント表記とし小数点以下第1位まで記載すること。

事業着手の年月日：

別記様式第5号（第12関係）

平成 年度官民連携新技術研究開発事業実績報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

新技術研究開発組合代表者

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名） 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付〇農振第〇〇号で補助金の交付決定の通知があった官民連携新技術研究開発事業について、下記のとおり実施したので、官民連携新技術研究開発事業補助金交付要綱第12の規定により、その実績を報告する。

（なお、併せて補助金の未受領額 円の交付を請求する。）

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号又は記様式第2号の記の様式に準ずるものとする。
- 2 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写し及び契約書、請求書、領収書等の写しを添付すること。
- また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したのから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

別記様式第6号（第12第3項関係）

平成 年度官民連携新技術研究開発事業補助金の消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

新技術研究開発組合代表者

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付〇農振第〇〇号で補助金の交付決定の通知があった官民連携新技術研究開発事業について、官民連携新技術研究開発事業補助金交付要綱第12第3項の規定により下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|---------------------------------|---|---|
| 1 適化法第15条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| （平成〇〇年〇〇月〇〇日付〇農振第〇〇号による額の確定通知額） | | |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
 - ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 - ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
 - ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
 - ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
 - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
 - ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

財 産 管 理 台 帳

事業主体名 _____

事業実施年度		平成 年度		農林水産省所管補助金名									
事業の内容				工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘 要
事業主体	機 械 又 は 器具の名称	施工箇所 又 は 設置場所	数量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負担区分		耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容	
							国庫補 助金	その他					
						円	円	円					

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

契約に係る指名停止等に関する申立書

番 号
年 月 日

新技術研究開発組合代表者 殿

所在地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。
また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。